生産地域制限の公表　抜粋

○農林水産省告示第千五百二十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年十月五日

農林水産大臣　　篠　和生

３　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第３１９２７号 令和8年10月5日	Chrysanthemum L.	シュリカナサ	沖縄県 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鵜飼町531番地8	沖縄県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

第３１９５０号 令和8年10月5日	Glycine max (L.) Merr.	兵系黒6号（ひょうけいくろごう）	兵庫県 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 丹波篠山市 兵庫県丹波篠山市北新町41 丹波ささやま農業協同組合 兵庫県丹波篠山市大沢438-1	兵庫県	〃